大仙市木材利用促進基本方針

平成24年 1月26日策定 令和 5年 1月27日改正

1 策定の目的

この基本方針は、脱炭素社会の実現に資するための建築物等における木材利用の方針に関する法律(平成22年法律第36号)第12条第1項の規定に基づき、大仙市木材利用促進基本方針を策定し、市民生活に深く関わりのある公共建築物の木造化・内装木質化の積極的な推進を通じて、林業および木材産業の持続的かつ健全な発展と脱炭素社会の実現に資するとともに、木材の利用拡大を図ることを目的とする。

2 公共建築物等における木材の利用推進の意義

(1) 地域材利用推進の意義

木材の利用を推進することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮や山村をはじめとする地域経済の活性化、雇用の創出につながるものである。

また、木材は調湿性に優れ、断熱性が高く、リラックス効果ややすらぎを与えてくれることから、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成とともに、再生可能な省エネルギー素材として、カーボンニュートラルの実現にも貢献することができる。

(2) 公共建築物等における木材利用推進の効果

公共建築物の木造化や木質化を積極的に推進することは、多くの市民 に木と触れ合い、木の良さを実感する機会を提供し、木材の特性やその利 用の推進を図る意義について、理解を効果的に深めることができる。

また、公共建築物以外の民間の建築物等においても木材利用の推進、建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料、木質チップ・ペレットなどのバイオマスエネルギーとしての木材の利用拡大といった波及効果も期待できる。

3 公共建築物等における地元産木材の利用の目標

(1) 低層の公共建築物は、原則として木造とする。ただし、法令上の規定 がある場合や防災関連施設など用途面から木材の利用が困難である場合 を除く。また、木造化が困難な場合においては、内装等に積極的に地元産 木材を使った木質化に努める。

- (2) 公共土木工事においては、木の持つ特性に留意し、積極的に地元産木材を活用する。
- (3) その他、調達する物品については、木製品が環境にやさしい自然素材であることから、地元産木材を使った物品を積極的に利用する。
- (4) 地元産木材の利用に対する市民の理解を深めるとともに、経済波及効果を高めるため、民間事業者が整備する施設においても地元産木材の積極的な利用を促進する。

4 地元産木材の利用を推進すべき公共建築物等

(1) 地域産材の利用を推進する公共建築物

地域産材の利用を推進する公共建築物は、次の建築物を含むものとし、 秋田県の指針に即して可能な限り地元産木材の利用に努める。

- ア学校
- イ 社会福祉施設(老人ホーム、保育所等)
- ウ病院・診療所、運動施設(体育館、水泳場等)
- 工 社会教育施設
- 才 市営住宅
- カ 庁舎

(2) 公共建築物の木造化及び内装木質化の推進

公共建築物の整備においては、法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、全ての公共建築物の内等の木質化を推進する。ただし、災害応急活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難と判断されるものについては、木造化推進の対象としないものとする。

(3) 公用備品等における地域産木製品導入の推進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品については、地域産木製品の利用に努めるものとする。

また、屋外に設置する公共建築物の案内板等の設置に当たっても積極的に地域産材を利用するものとする。

(4) 公共土木事業等における間伐材利用の推進

公共土木事業においては、自然環境や生態系に配慮した工法の採用が

強く求められていることから、防風柵のほか法面保護や護岸、水路など公 共土木施設等への小径木等スギ間伐材の利用を積極的に推進するものと する。

(5) 住宅への地域産材利用の推進

地域の人々が安心し、かつ愛着をもって住める住宅づくりを推進していくため、地域の建築士、大工・工務店等住宅建築を担う者や木材加工に携わる者等と連携することによって、地域経済の活性化に貢献することができるため、住宅への地域産材利用を推進するものとする。

(6) 木質資源の多角的利用の推進

木質資源の有効利用を図るため、製材工場等で発生する樹皮、廃材等のほか建築廃材について木質バイオマスへの利用を推進するものとする。

5 地元産木材の利用促進に向けた取組

(1) 市の取り組み

市は建築物等における木材の利用に努めるとともに、近隣市町村や民間団体その他の関係者の協力を得つつ、地元産木材の利用の促進に関する施策の効果的な推進を図る。

- ア 木材の利用の促進のための計画の策定
- イ 木材の供給体制の整備
- ウ 木材の利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・分析・提供など
- エ 木材の特性やその利用の促進の意義についての市民理解の醸成

(2) 関係者相互の連携した取組

林業事業体、木材加工業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、市や 建築物を整備しようとする民間事業者のニーズを的確に把握するととも に、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正 確な情報を提供するほか、木材の具体的な利用方法の提案等に努める。

6 その他地元産木材の利用を推進する上で必要な事項

(1) 地元産木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多面 的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ 循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な 再造林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。

(2) 木質資源の多角的利用の推進

木質資源の有効利用を図るため、林地残材や製材工場の廃材等を燃料とする木質バイオマスエネルギーによる発電利用等を推進する。

(3) 大仙市豊かな森づくり振興プランに基づく施策の推進 本方針の推進を図るため、「大仙市豊かな森づくり振興プラン」の木材 利用促進に関連する施策の着実な実行に努める。

大仙市豊かな森づくり振興プランで定める木材利用促進関連事業

- 森林再生支援事業
- · 地域木材再生利用促進事業
- 木造公共施設等整備事業
- ・遊びと学びの空間木質化事業
- ・フォレストエナジ―活用事業